



Title	北海道における担い手・農地利用の動向と農地制度改革
Author(s)	井上, 誠司
Citation	フロンティア農業経済研究, 15(2), 3-18
Issue Date	2010-12-27
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/62633">http://hdl.handle.net/2115/62633</a>
Type	article
Note	2009年度秋季大会シンポジウム共通論題「農地制度改革と農業参入、農業生産法人」
File Information	KJ00008953268.pdf



[Instructions for use](#)

[論文]

## 北海道における担い手・農地利用の動向と農地制度改革

社団法人北海道地域農業研究所 井上 誠 司

Trend of bearer and farmland use in Hokkaido  
when farmland system reform is executed

Seiji Inoue

Hokkaido Regional Agricultural Institute

### Summary

The Hokkaido agriculture is in the crisis situation now. It is because it becomes impossible for the bearer and the farmland to decrease, and to maintain the agricultures of various places.

For instance, this tendency is remarkable in the less-favoured area like the intermediate and mountainous area.

However, in the farm village part, agricultural producers' cooperative corporation and the agricultural support organization that deals with a crisis is set up. Moreover, the farmland system had changed, it became easy for the enterprise to enter agriculture. Therefore, the region that it wants to accept the enterprise has increased as a new bearer. As for the less-favoured area where a decrease of the bearer and the farmland is remarkable, the tendency is strong.

Moreover, corporate getting the job by the influence of the recession becomes difficult. Such an enterprise tries to enter agriculture, and to try to improve the income. The region where the number of bearer decreases will welcome the entry of such an enterprise. But, the enterprise that drops agriculture because it doesn't make a profit exists, too. When such a case appears, the farmland is left while ruined, and the region suffers. It is a region the putting things in order afterwards where such an enterprise was accepted.

Agricultural parties concerned in Hokkaido should accomplish the following two duties in the future. First, it is the bearer like cooperative firm management promotions and promotion of organizing of the regional agriculture. Of course, the promotion of the subject that does agricultural producers' cooperative corporation and the agricultural support organization that deals with a crisis is set up. The reason is that the farmer should concentrate to correspond to an agricultural crisis. Secondly, the entry rule is made for the enterprise where the possibility of withdrawing exists. If they do not do this duty, the agricultures of various places will collapse.

### I はじめに

北海道における担い手および農地利用を巡る動向は、近年、変貌が著しい。それに呼応するように、労働力の提供、農地の潰廃防止、新たな担い手の創出などといった、地域農業支援に関わる様々な機能を有する主体が道内各地に誕生した。さらには、農地制度改革の影響により、農業に参入する企業が増加傾向にある。

本稿の目的は、こうした地域農業に関与する様々な主

体の実態を俯瞰し、その意義や問題点について検討することである。それに先立ち、まずはじめに担い手および農地利用を巡る動向を農業地域類型別ならびに地帯別に確認する。次いで、前述した地域農業に関与する主体を農業内部から発生した地域農業支援に関わる多様な主体と農業外部から参入した企業に二分し、それぞれの設置動向を把握する。それを踏まえて、最後に各主体が有する意義や問題点、さらにはその問題点に係る対策について検討してみたい。

## II 北海道における担い手・農地利用の動向

本節ではセンサスおよび生産農業所得統計を利用して、担い手および農地利用の動向について確認する。具体的には、農業産出額、農業従事者、農家世帯員の高齢化、総農家、経営耕地面積の動向を農業地域類型別ならびに地帯別に把握することになる<sup>注1)</sup>。結論から先に述べてしまえば、「農業収入の減少→担い手の減少→農家世帯員の高齢化→農家の減少→農地の減少」といった一連の動向が道内各地で進行していること、さらにはこうした地域農業の危機は地形条件に恵まれない「山間」、および米価暴落のダメージをま

もに受けた「水田地帯」で進行が著しいことなどが確認できる。

### 1. 農業産出額の動向

最初に確認するのは85年を基準とした農業産出額の動向である。85年を基準としたのは、80年代後半以降、政府管掌作物の価格が軒並み下落に転じているからである。その動向を農業地域類型別及び地帯別に示したのが図1となる。全道平均は黒丸で結んだラインとなるが、その動向をみると全道平均は93年冷害の翌年にあたる94年の106.7%をピークに下落、その後やや波があるものの96%から102%の間を横ばいで

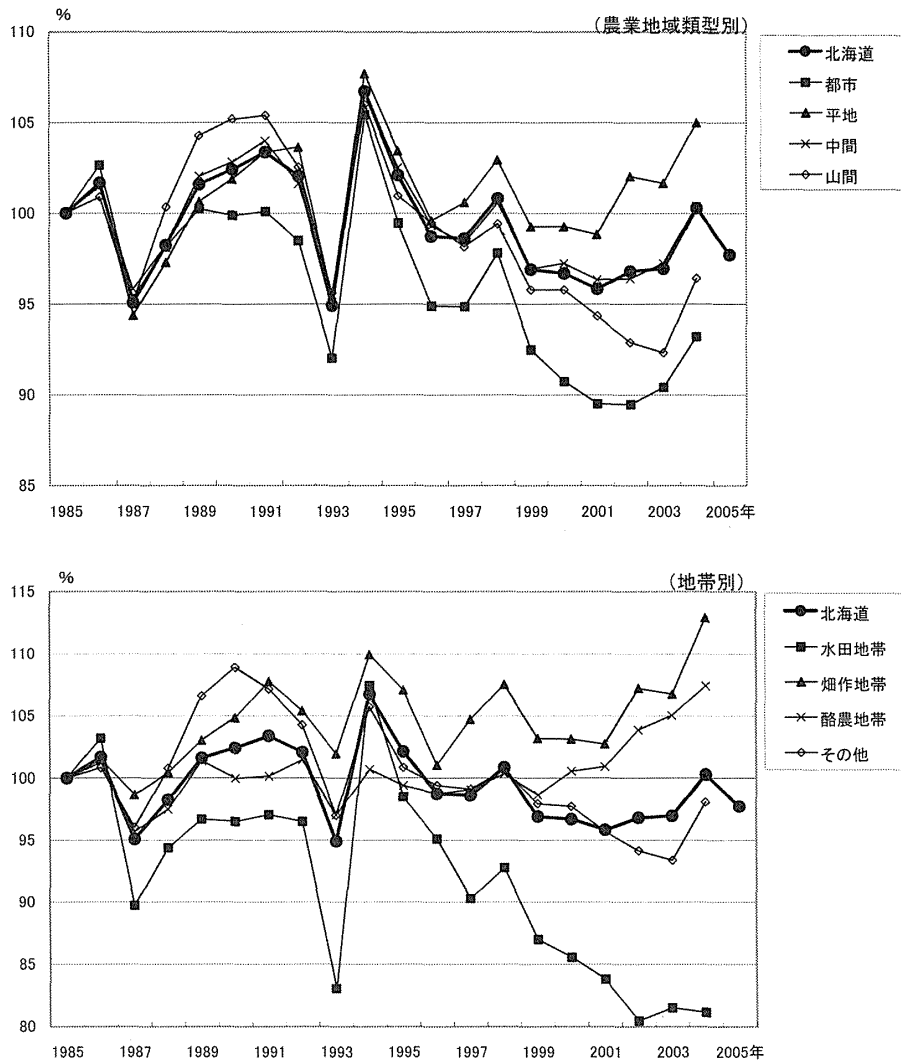


図1 農業地域類型別及び地帯別にみた農業産出額の増減率(1985年基準)

資料：生産農業所得統計各年次版より作成。

推移していることがわかる。直近の2006年は96.5%であった。

次に農業地域類型別の動向をみていきたい。市町村合併の影響により2005年以降の農業地域類型および地帯別の各類型の増減率が算出できなくなってしまうため、直近のデータは2004年のものとなる。その2004年の増減率をみると、85年の水準を大きく上回っているのは「平地」のみであることがわかる。

「平地」の85年対比の割合は105%であった。「中間」は100.4%で85年とほぼ同じ水準、「都市」と「山間」は85年水準をいずれも下回っており、前者は93.2%、後者は96.4%であった。いずれも乱高下が激しいが、「山間」は93年まで全道平均のみならず「平地」をも上回っていただけに落差がより激しくなっている。

続いて地帯別の動向をみていこう。全道平均よりも常に高い割合で推移しているのは「畑作地帯」のみである。「畑作地帯」は86年を除くすべての年次で全道平均を、また87年を除くすべての年次で85年水準を上回っており、増減を繰り返しながらも今なお増加傾向にある。直近の2004年は112.9%で、過去最高水準であった。「酪農地帯」も「畑作地帯」同様、90年代末から上昇傾向にある。

他方で「水田地帯」は、86年を除き終始一貫全道平均よりも低い割合で推移している。ピークは大冷害年の翌年にあたる94年の107.4%で、以後、減少傾向に歯止めがかからない状況にある。99年には80%台へ転落、2002年には大冷害に見舞われた93年を下回る80.5%まで低下した。その後93年のレベルを上回ることさえできなくなっている。

## 2. 農業従事者の動向

続いて担い手の動向に注目してみよう。具体的には、高度経済成長終了前の70年を基準とした農業従事者の増減率をみることになる。その動向を表1に示した。表にみるように、北海道のその割合は終始一貫低下している。センサスの制約により2005年は販売

農家の割合しか示せないが、同年の70年対比の増減率は29.4%となり、30%を割る水準まで低下してしまった。

全道平均よりも低下傾向が著しいのはいずれも中核地帯に属さないところで、農業地域類型であれば「都市」と「山間」、地帯であれば「その他」がそれに該当する。2005年における70年対比の増減率は、「山間」が最も低く19.4%、次いで「都市」の22.2%、「その他」の25.9%の順に低くなっている。また、「水田地帯」は2000年まで全道平均を上回っていたが、その後低下傾向が著しくなり、2005年には全道平均を0.3ポイント下回る29.1%まで低下してしまった。

一方、低下傾向が全道平均よりも緩やかなのは、農業地域類型であれば中核地帯に属する「平地」、地帯であれば農業産出額の増減率が全道平均ほど低下していなかった「畑作地帯」と「酪農地帯」となる。他の地域や地帯と比べると収益性が高いゆえに、これらは後継者の流出が進まず、担い手が定着したのであろう。2005年における70年対比の増減率は「平地」が38.6%、「畑作地帯」が31.3%、「酪農地帯」が33.1%と、いずれも全道平均を上回っている。

## 3. 高齢化の動向

次に農家世帯員の高齢化を確認しておこう。再び表1に注目してみたい。これもセンサスの制約により70年は総農家における60才以上世帯員の割合、80年～90年は総農家における65才以上世帯員の割合、2000年以降は販売農家における65才以上世帯員の割合を示さざるを得なかったが、表にみるようにすべての地域および地帯において年々高齢者の割合が増加しているのは間違いない。2005年の割合は全道平均が30.9%、最も高い農業地域類型は34.5%の「都市」、同じく最も高い地帯は33.1%の「水田地帯」であった。「水田地帯」は2000年まで「その他」に次ぐ位置にあったが、2005年に順位が入れ替わり最も高齢化率の高い地帯になってしまっている。

表1 農業従事者数、総農家数、経営耕地面積の増減率および農家世帯員の高齢化の動向（農業地域類型別・地帯別）

(単位:%)

		年次	農業従事者数	高齢世帯員の割合	総農家数	経営耕地面積
北海道		1970	100.0	13.9	100.0	100.0
		1980	65.8	14.7	72.1	108.8
		1990	51.7	20.5	57.5	115.9
		2000	35.2	28.0	42.1	111.9
		2005	29.4	30.9	35.6	108.7
農業地域類型別	都市	1970	100.0	14.0	100.0	100.0
		1980	61.0	15.2	71.9	89.7
		1990	45.9	22.4	56.2	88.8
		2000	29.7	31.1	38.6	80.9
		2005	22.2	34.5	31.3	76.2
	平地	1970	100.0	12.9	100.0	100.0
		1980	73.0	13.7	78.6	116.7
		1990	60.7	18.9	66.9	125.2
		2000	44.7	26.3	51.5	123.6
		2005	38.6	29.3	45.3	121.7
	中間	1970	100.0	14.0	100.0	100.0
		1980	67.3	14.5	72.6	109.1
		1990	53.0	20.1	58.1	118.2
		2000	36.6	27.4	43.0	113.7
		2005	30.5	30.4	36.5	109.3
山間	1970	100.0	14.9	100.0	100.0	
	1980	57.7	16.0	63.5	100.9	
	1990	41.9	22.8	46.1	106.7	
	2000	24.5	27.4	32.0	100.4	
	2005	19.4	32.6	25.8	96.4	
地帯別	水田	1970	100.0	13.6	100.0	100.0
		1980	66.4	15.0	77.9	96.0
		1990	53.1	21.2	63.6	96.2
		2000	36.2	29.2	47.5	90.7
		2005	29.1	33.1	39.9	87.0
	畑作	1970	100.0	13.9	100.0	100.0
		1980	66.6	14.5	70.6	99.4
		1990	52.8	19.9	56.9	107.8
		2000	37.3	26.6	40.8	104.6
		2005	31.3	29.0	34.9	102.6
	酪農	1970	100.0	13.1	100.0	100.0
		1980	66.5	12.6	65.7	146.5
		1990	52.7	16.9	51.3	160.9
		2000	37.9	24.3	37.8	159.0
		2005	33.1	25.8	32.9	154.6
その他	1970	100.0	14.3	100.0	100.0	
	1980	63.6	15.1	68.8	104.4	
	1990	47.9	21.4	52.2	111.2	
	2000	31.4	29.7	37.8	106.3	
	2005	25.9	32.1	31.7	102.1	

資料：センサス各年次版より作成。

注1) 1970年を基準 (=100) とした2005年現在の増減率をそれぞれ表示している。

注2) 「農業従事者数」の増減率は1990年までが総農家の従事者、2000年以降が販売農家の従事者を対象に算出したものである。

注3) 「高齢世帯員の割合」は1970年が総農家60才以上、1980年～1990年が総農家65才以上、2000年以降が販売農家65才以上の世帯員を対象に算出したものである。

反対に2005年の割合が最も低い農業地域類型は29.3%の「平地」、最も低い地帯は25.8%の「酪農地帯」であった。中でも「酪農地帯」は、従事者の減少率が緩やかであるがゆえに高齢化の進行も緩やかと

なっているが、他の地帯同様、高齢化の進行に歯止めがかかっていない状況にあることに変わりはない。

#### 4. 農家の減少

周知のように北海道においては、農村部における労働市場が発達していないため、農業に従事しない後継者が都市部へ流出する傾向にある。それに伴い同居する後継者のいない農家が増加しているのであるが、このような農家の離農が頻発すると農家数は一気に減少することになる。表1には70年を基準とした総農家数の増減率を示しているが、表にみるように2005年における全道平均のその割合は35.6%となり、40%を切る水準まで低下している。その割合が最も高い農業地域類型は45.3%の「平地」、最も高い地帯は39.9%の「水田地帯」となるが、これら各カテゴリの最高値でさえ50%に満たない水準にある。

反対に最も低い農業地域類型は25.8%の「山間」、最も低い地帯は31.7%の「その他」となる。いずれも中核地帯に該当しないところであるが、それゆえに多くの限界地を擁しており、農家の減少テンポが早くなっているのではないかと考えられる。

#### 5. 農地の減少

農家の減少は離農跡地の供給量の増加を意味する。それと同時に供給される農地の受け手不足を招くことにもなる。もちろん規模拡大を目指す農家は概ねどの地域・地帯にも存在するが、供給される離農跡地が大量となれば、これらの農家はそのすべてを取得ないし借入できるとは限らない<sup>注2)</sup>。取得または借入されなかった農地は利用されなくなり、耕作放棄地と化す可能性が高まる。また、近年、これまで道内各地で行われてきた農地開発が見送られるようになってきた。これらの動向が相俟って、農地は減少傾向にある。

表1には70年を基準とした総農家の経営耕地面積の増減率を示しているが、その面積は90年の103万haを境に減少に転じているため、表にみるようにその増減率も90年の115.9%をピークに低下している。

直近の2005年は108.7%であった。また、表示していないが、農業生産法人などが該当する農家以外の事業体を含めたその面積も90年の109万haを境に減少に転じている。センサスの制約により基準年は80年となるが、その増減率は90年の117.7%をピークに低下し、2005年には110.5%となった。

続いて農業地域類型別の動向をみていこう。これを見ると、まず第一に「都市」の増減率が80年に早々と減少している点が目に付く。その後もこの傾向は続いており、2005年の70年対比増減率は76.2%まで低下した。また「山間」は「平地」「中間」とともに80年代まで増加傾向を辿るが、90年をピークに減少に転じ、2005年には70年の面積を下回る96.4%まで低下した。「平地」と「中間」は今なお70年の水準を超えているが、これらも「山間」同様、90年をピークに減少に転じている。

次に地帯別の動向をみていこう。表にみるように、最も減少傾向が著しいのは「水田地帯」である。減反のダメージを受けた「水田地帯」は、「都市」同様、早々と減少に転じており、2005年の70年対比増減率は87.0%まで低下した。これに対し、その他の3地帯は90年代まで増加傾向にあった。特に農地開発が積極的に行われた「酪農地帯」は伸張が著しく、表示していないが95年には70年対比の増減率が161.8%まで増加した。しかし、「畑作地帯」は90年を境に、「酪農地帯」と「その他」も95年を境にそれぞれ減少に転じてしまっている。つまり、今やすべての地域および地帯において、農地の減少局面に直面しているのが現実だということである。

以上、農業産出額、農業従事者、農家世帯員の高齢化、総農家、経営耕地面積の動向を駆け足でみてきた。その結果、冒頭で述べた「農業収入の減少→担い手の減少→農家世帯員の高齢化→農家の減少→農地の減少」といった一連の動向の進行が確認できた。端的に言えば、農業収入の減少を起点として、担い手の減少、農家世帯員の高齢化、農家の減少、農地の減少を経て、地域農業の危機といった終点に向かいつつある

のが道内各地の現況だということである。それが先行しているのは地形条件が厳しい「山間」と米価暴落のダメージを受けた「水田地帯」であるが、今やすべての地域および地帯においてこうした危機的状況に接近しつつあることを見過ごすわけにはいかない。

注1) 農業地域類型は農業統計で使用される「都市」「平地」「中間」「山間」の4類型となる。一方、地帯は「水田地帯」「畑作地帯」「酪農地帯」「その他」の4類型で、具体的には「水田地帯」が水田面積割合60%以上の旧市町村、「畑作地帯」が普通畑面積割合60%以上の旧市町村、「酪農地帯」が乳牛飼養農家率60%以上の旧市町村、「その他」が「水田地帯」「畑作地帯」「酪農地帯」のいずれにも該当しないか2地帯以上に該当する旧市町村となる。水田面積割合、普通畑面積割合、乳牛飼養率は、市町村合併進行前に調査が行われた2000年センサスを参考にして算出している。

注2) 現に需要を上回る離農跡地の供給や収益性の高い集約作物の作付の増加に伴い、面積規模の大きい上層農の形成が停滞している地域は存在する。この実態については、拙稿[4]を参照のこと。

### Ⅲ 地域農業支援に関わる多様な主体の設置動向—農業内部の変化—

北海道は、藩政期におけるむらの歴史を有していない。また、北海道における農業の担い手は、元来、家族経営をメインとしている。それゆえに、北海道は農家・農業者の個別志向が強い地域であるといわれている<sup>注3)</sup>。

しかし、農業情勢が厳しくなった90年代以降、コントラクターに代表される農業経営をサポートする組織や複数戸からなる農業生産法人が道内各地にも設置されるようになってきた。つまり、個別志向が強い北

海道においても、近年、個別経営の枠組みを超えた作業受委託や協業を行う組織が増加傾向にあるということである。また、これらの多くは農家および農業者に対する営農サポートを行っており、それを通じて地域農業の維持および発展にも貢献している。

このような特徴を有する組織を本稿では地域農業支援に関わる多様な主体（以下、多様な主体と略す）と呼ぶことにする。冒頭で述べたように、その設置動向を確認するのが本稿の課題の一つであるが、実はこのような主体は任意組織として設立されたケースが少なからずあり、したがって農業生産法人を除き、その全体像を把握できる資料や統計は存在しない。そこで筆者は、2007年9月から2008年1月にかけて道内全域を訪問し、多様な主体の設置状況を調査した。その結果、以下の主体が道内各地に存在することが明らかとなった<sup>注4)</sup>。

#### ①「労働力支援に関わる主体」

一般的にコントラクターと呼ばれる労働力支援を行う主体。組織数は518。なお、組織数が多く、ほとんどの市町村または農協管内に設置されている公共牧場および酪農ヘルパー組織、受託実績がない機械・施設共同利用組織は調査対象から除外した。

#### ②「離農防止・集落機能維持に関わる主体」

離農危機にある農家を救済し、農家・農業者の維持ひいては集落機能の維持に寄与する主体。組織数は203。

#### ③「農地受け皿法人」<sup>注5)</sup>

耕作放棄の可能性がある農地を購入または借入し、その有効活用を図る農業生産法人。上記「離農防止・集落機能維持に関わる主体」の一部を含む。特定農業法人および地域連携型法人<sup>注6)</sup>はここに含めた。組織数は210。1組織当たり平均耕地面積は113.9haとかなり大規模であるが、そのほとんどが借地であり、1組織当たり平均所有面積はわずか26.0haに過ぎない。

#### ④「農地流動化支援に関わる主体」

農地保有合理化法人の資格を有する市町村農業公

社、農地保有合理化法人の資格を取得した農協、暖簾分けを行って独立した農業者に農地を分譲する農業生産法人。組織数は30。

#### ⑤「その他農地保全・管理に関わる主体」

上記②～④に該当しない農地保全・管理や耕作放棄地の発生防止に関わっている主体。特定法人貸付事業を利用して農地を利用する法人、構造改革特区の認定を受け農地を利用する取り組みなどが該当する。組織数は44。

#### ⑥「新規就農・参入支援に関わる主体」

農業後継者および新規参入者の就農を支援する取り組み。なお、ほとんどの市町村や農協がこれに関わる条例の制定あるいは助成制度の設定を行っているが、受け入れ実績のない市町村や農協もあり、そのような事例は調査対象から除外した。組織数は210。

さて、これら多様な主体の設置動向とその特徴を述べておこう。主体別の設置動向を示した図2にみるように、先行して組織数が増加したのは「労働力支援に関わる主体」であった。その数は90年以降急増しており、2005年には400組織を超えた。続いて、「新規就農・参入支援に関わる主体」が90年代前半に、やや遅れて「農地受け皿法人」と「離農防止・集落機能維持に関わる主体」が95年前後を境にそれぞれ増加した。前述したように、2008年現在の組織数はいずれも200組織前後で、ほぼ同数となっている。さらに、これらに遅れて「農地流動化支援に関わる主体」と「その他農地保全・管理に関わる主体」が、農地制度の改正があった2000年以降、徐々に増加していく。

以上、総じて言うと、多様な主体は、90年前後に「労働力支援」→90年代前半に「新規就農・参入支援」→90年代中盤に「農地受け皿づくり」と「離農防止・集落機能維持」→2000年に「農地流動化支援」と「農地保全・管理」いった順に新たなムーブメントを生み出していることがわかる。もちろん、農地制度の改正の影響も無視できないが、課題に直面するたびに新たなムーブメントを起さざるを得なかった

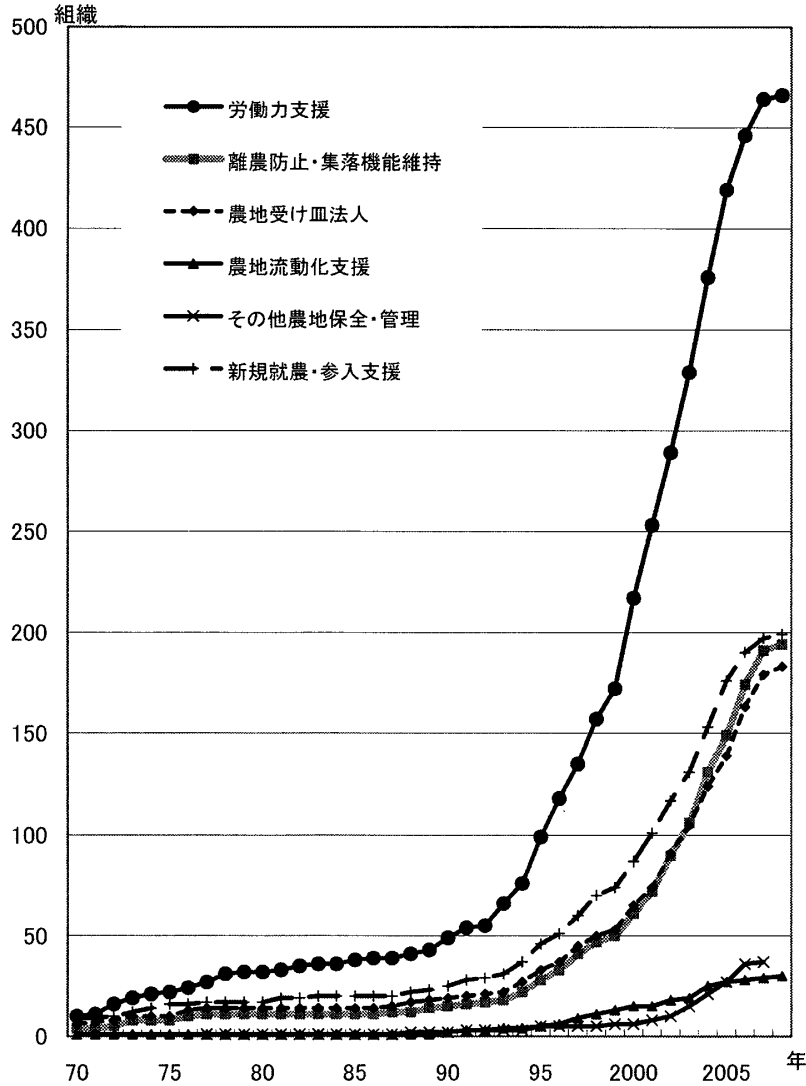


図2 地域農業支援に関わる多様な主体の設置動向

資料：筆者が道内各地で実施した調査結果を参考にして作成。

注1) 設置年次不明の主体を除いた。

のが多様な主体の実態と言えよう。しかもその課題は、概ね順を追って困難なものになってきていると言える。

注3) 例えば太田原は、植民区割に起因する「ミニ農場制」の成立、プラウ農法と水稻直播技術の確立に伴う相対的大面積経営の維持、中農の資格を有する農家群の存在などが要因となって、「北海道においては『土地管理主体』は依然として個別農家経営」であり、それは「生産組織化・集团的対応の中でもなお貫徹する『個別性』」を有すると

指摘している。詳細は太田原 [9] を参照のこと。

注4) 調査結果の詳細は拙稿 [5] を参照のこと。

注5) 農地受け皿法人の実態とその課題については東山 [2] を参照のこと。

注6) 97年から5カ年に亘って北海道が設立・育成を推進した特定農業法人に類似した機能を有する複数の構成員農家からなる農業生産法人である。その実態や課題については拙稿 [3] を参照のこと。



## IV 農業に参入する企業の実態－農業外部からの参入－

### 1. 企業が農業に参入する要因

前節では、90年以降、農業内部から発生した多様な主体が増加傾向にあることを確認した。しかし、増加しているのはそれだけではない。冒頭でも述べたように、農業外部から参入した企業も同時期から増加傾向にある。本節では農業参入を果たした企業の動向と実態について確認するが、その前になぜ企業の農業参入が増加しているのか検討してみたい<sup>注7)</sup>。その主たる要因は以下の4点にあると考えられる。

第一に、農地制度の改正である。構成員要件の緩和により継続的取引関係者の農業生産法人への出資が可能となった2000年の農地法改正、構造改革特区における一般株式会社の農地利用が認められた2002年の構造改革特別区域法の制定、その全国展開を可能とした2005年の特定法人貸付事業の創設、貸借の原則自由化と農業生産法人への農外資本出資制限が緩和された2009年の農地法改正といった一連の動向が企業の農業参入を促進したのは間違いない。

第二に、高齢化ないし減少する既存の担い手に代わる新たな担い手として、一部の地域が企業を積極的に受け入れるようになったことである。後にみるように、このような地域は道内各地に散在しているわけではなく、石狩管内や胆振管内に集中している。

第三に、顧客に好印象を与えるために、農業に携わるようになった企業が増加してきたことである。安全・安心な農産物を生産し、それを食材として使用していることをPRする六花亭製菓、ロイズコンフェクト、きのとやなどの洋菓子製造・販売会社、アレフ、ワタミなどの外食企業はその典型と言えよう。この他、安全・安心・高品質な農産物を生産する農業者との連携をPRする富良野地方卸売市場やアグリシステムなどの卸売・集荷会社、実践に役立つ技術や専門知識を習得するためにスタッフが農作業に従事していることをPRするズコーシャや北王コンサルタントなど

のコンサルタント会社などもこれに該当しよう。

第四に、公共事業予算の削減に伴い受注件数の減少に直面した建設会社が、収入の増加が期待できる農業に取り組むようになったことである。2002年に道が建設業の新分野進出を後押しする「建設業等ソフトランディング等モデル事業」を創設すると、この傾向により一層拍車がかかった。

ところで、後述するように、参入を果たした建設会社の多くは、牧草収穫や堆肥散布といった酪農に関する作業受託を新規事業として選択する傾向にある。なぜかという点、こうした作業は経験がなくても多少訓練を行えば実施できると考えられているからである。また、大方の建設会社はトラックやコンボを所有しており、これらを農作業にも汎用できるといったメリットを有している。それゆえに参入を果たした建設会社は作業受託を行う傾向が強まるのであるが、中には農業生産法人を設立して本格的な土地利用型農業や畜産を实践するケースも存在する。例えば、畑作を行う遠別町の(有)グリーンファームえんべつや酪農を行う上士幌町の(有)田中牧場がそれに該当しよう。この他、トマトやいちごをはじめとした集約作物の生産、羊やダチョウといった家畜飼養を行うケースもあるが、これらは多くの土地を必要としているわけではないので、その一部は農地の利用権を取得せずに、既存の企業有地を利用して農業を行っている。もちろん、このようなケースは農業生産法人の資格を有していない。

### 2. 企業参入の動向

次に企業参入の動向を確認しておこう。前述した筆者が道内全域で行った調査、ならびに道が実施している農業生産法人調査を参考にして、その動向を再整理してみた。その結果、2008年1月現在、北海道における企業の参入件数は240件あることが判明した。うち参入した市町村または隣接市町村に本社をおく地元企業による参入が184件、それ以外の市町村に本社をおく地元外企業による参入が56件あった。

これらの中から参入年次が明らかな企業を抽出し

て、その件数の推移を地元および地元外に区分して示したのが図3である。これを見ると、参入件数が増え始めるのは地元企業が80年代後半、地元外企業が90年代前半であることがわかる。その後、両者とも暫く漸増で推移するが、2000年を境にこの状況は一変する。前述したように、農地制度の相次ぐ改正に伴う参入門戸の拡大、さらには建設業の新分野進出を促す事業の創設などが相俟って、地元企業、地元外企業ともに参入件数が急増するのである。

続いて地元企業の動向を確認しておこう。その実態を示した表2をみると、まず第一に地形条件の良い「平地」の件数が他の3地域の件数よりも圧倒的に多くなっていることがわかる。「参入年次不明」を含む直近の2008年の件数は、1位「平地」79件、2位「中間」44件、3位「山間」33件、4位「都市」28件の順に多くなっており、1位の「平地」と2位の「中間」との差は35件に及ぶ。

また地帯別の参入件数に注目すると、農業産出額の増減率が今なお上昇している「畑作地帯」の急増が確認できる。「畑作地帯」同様、農業産出額の増減率が上昇傾向にある「酪農地帯」の件数も、作業受託を行う建設会社の参入が相次いだ2005年までは増加していたが、受託組織が飽和状態に近づいているためであろうか、以後、頭打ちとなっている。「参入年次不明」を含む直近の2008年の件数は、1位「畑作地帯」75件、2位「酪農地帯」53件、3位「その他」30件、4位「水田地帯」26件の順に多くなっており、農業地域類型別の件数同様、こちらも1位と2位との差が開いている。地帯別の動向の下端に示した支庁別の動向をみても「畑作地帯」優位の状況は確認でき、その順位は1位十勝40件、2位網走25件となり、「畑作地帯」が集中する支庁が上位を占めている。

以上、地元企業の参入動向をみてきたが、その結果、地元企業は「平地」や「畑作地帯」といった収益性の高い農業の実践が見込める地域に参入する傾向にあることが明らかとなった。営利の追求を目的に経済

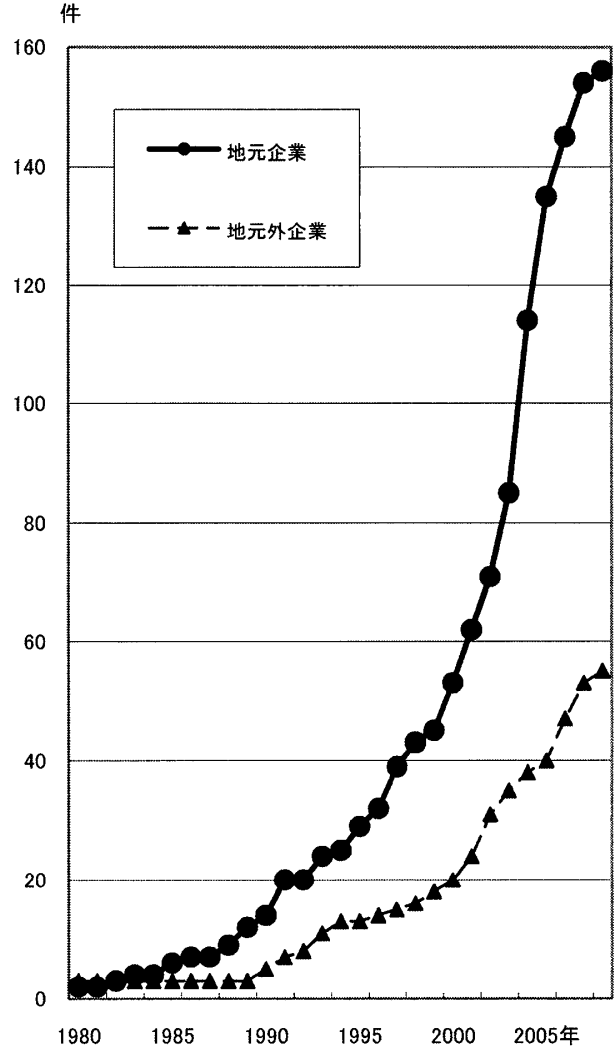


図3 北海道における企業の農業参入の動向 (2008年1月末現在)

資料：筆者が道内各地で実施した調査結果および道農政部資料を参考にして作成。

注1) 地元企業は参入した市町村またはその隣接市町村に本社をおくもの、地元外企業はそれ以外のものとした。

注2) 参入年次不明の企業を除いた。

活動を行うのが企業の基本スタンスであるから、このような実態が確認できるのは当然の結果と言えよう。

続いて地元外企業の動向に注目してみよう。その参入件数の動向を示したのが表3となるが、これを見ると地元企業の動向とは明らかに異なる二つの特徴を見出すことができる。

ひとつは、「平地」での参入件数が少ないことである。総参入件数が少ないといった事情を考慮しなければならないが、農業地域類型別の動向をみると90年

表2 北海道における地元企業の参入動向(年次別・農業地域類型別・地帯別・支庁別)

(単位:件)

		1985	1990	1995	2000	2005	2008	参入年次不明	合計	
北海道		6	14	29	53	135	156	28	184	
農業地域類型別	都市			2	3	14	24	4	28	
	平地	4	10	15	30	64	66	13	79	
	中間		1	5	10	32	36	8	44	
	山間	2	3	7	10	25	30	3	33	
地帯別	水田			2	3	20	22	4	26	
	畑作	2	8	15	27	57	66	9	75	
	酪農	2	4	8	17	40	42	11	53	
	その他	2	2	4	6	18	26	4	30	
支庁別	道南	渡島		1	2	4	6	1	7	
		檜山	1	1	1	1	4	5		5
	道央沿岸・中山間集中	後志					2	3		3
		胆振				1	4	4		4
		日高					3	5	1	6
	道央・道北水田地帯集中	石狩				1	7	14	2	16
		空知				1	7	7	3	10
		上川			1	3	10	14	3	17
	畑作地帯集中	留萌	1	1	2	2	13	13		13
		網走		1	3	9	22	23	2	25
酪農地帯集中	十勝	2	7	14	20	33	35	5	40	
	釧路			1	3	5	5	1	6	
	根室	1	1	3	5	10	10	6	16	
		1	2	3	6	12	12	4	16	

資料：図3と同じ。

表3 北海道における地元外企業参入の動向(年次別・農業地域類型別・地帯別・支庁別)

(単位:件)

		1985	1990	1995	2000	2005	2008	参入年次不明	合計	
北海道		3	5	13	20	40	55	1	56	
農業地域類型別	都市			3	6	11	15		15	
	平地	2	3	3	5	8	11		11	
	中間		1	4	5	16	22		22	
	山間	1	1	3	4	5	7	1	8	
地帯別	水田	2	2	2	5	8	11		11	
	畑作		2	6	9	17	23		23	
	酪農					4	7		7	
	その他	1	1	5	6	11	14	1	15	
支庁別	道南	渡島				1	1		1	
		檜山	1	1	1	1	5	6		6
	道央沿岸・中山間集中	後志			1	1	2	3		3
		胆振		2	4	5	11	14	1	15
		日高					1	1		1
	道央・道北水田地帯集中	石狩			3	6	8	11		11
		空知	2	2	3	5	7	8		8
		上川				1	3	3		3
	畑作地帯集中	網走						1		1
		十勝			1	1	2	5		5
酪農地帯集中	釧路						2		2	

資料：図3と同じ。

注) 表示していない留萌、宗谷、根室の各支庁は地元外企業の参入がない。

までは「平地」の件数が最多であったことがわかる。しかし、その増加テンポは緩やかであり、後に「都市」や「中間」に追い抜かれる。「参入年次不明」を含む直近の2008年の件数をみると、1位「中間」22件、2位「都市」15件、3位「平地」11件、4位「山間」8件となっており、「平地」の件数は全体の20%弱を占めるに過ぎない。土地条件が良く、収益

性の高い農業の実践が見込めるのが「平地」の特徴となるが、それゆえに「平地」は担い手の定着が期待でき、地元外企業の参入に対する期待の度合いが低いのではないかと考えられる。

もうひとつの特徴は、特定の地域に地元外企業の参入が集中していることである。支庁別の動向にみるように、2008年現在、最も参入件数が多い支庁は胆振

の15件（「参入年次不明」を含む）、次いで多いのは石狩の11件となる。これら2支庁の参入件数の合計は26件であり、総参入件数の46.4%を占める。支庁別にみた地元外企業の参入は、これら2支庁に集中していると言って良いだろう。

ただし、市町村別にみると胆振と石狩の動向は異なる。胆振はほぼ全域で参入があり、参入がないのは室蘭市のみとなる。他方で石狩での参入は、千歳市、江別市、恵庭市の3市町村に限られ、しかも11件中9件が千歳市に集中している。また、檜山は参入件数が6件と決して多いわけではないが、そのうちの4件はせたな町での参入となり（ただし旧市町村別にみると、旧瀬棚町2件、旧北檜山町2件となる）、ここでも特定の市町村への一極集中が確認できる。

つまり、これらの動向にみるように、地元外企業は特定の支庁ないし市町村に「ピンポイント参入」しているのが実態なのである。裏を返して言えば、地元外企業の受け入れに寛容な支庁や市町村が限定されてい

るということである。

### 3. 類型別にみた参入企業の実態

次に企業の参入方法に注目して、その類型化を行ってみたい<sup>注8)</sup>。企業が農業に参入する場合、まず農地を利用するのか否か、検討しなければならない。そして、農地を利用すると決めた場合、農業生産法人への出資を通じて参入するのか、それとも特定法人貸付事業を活用して参入するのか、どちらか一つを選択しなければならない<sup>注9)</sup>。こうした過程を経て、企業は農業に参入するのだが、その結果、参入企業は、農地利用を伴う「農業生産法人出資企業」、同じく農地利用を伴う「特定法人貸付事業活用企業」、農地利用を伴わない「その他参入企業」の3類型に区分されることになる。

各類型の参入件数は表4にみるとおりである。表には、類型別、主要業種別、実施する農業関連事業別にみた参入件数を示しているが、これによると、総参入

表4 類型別・主要業種別・実施する農業関連事業別にみた企業参入の実態（2008年1月末現在）

	合計	参入企業の主要業種							参入企業が実施する農業関連事業															
		建設	食品関連	運送	農機販売・リース	農産物販売・卸売・集荷	IT・コンサルタント	その他	農産物生産・販売		作業受託					堆肥製造・供給	農産物加工	レストラン営業	直売	新規就農者・参入者研修・実習	農作業体験受入(市民農園等)	イベント・祭事の開催	試験・研究・開発	
									うち契約栽培あり	うち酪農作業受託あり	うち建設会社関連	うち運送会社関連	うち農機販売・リース会社関連											
合計	240	118	40	17	11	7	6	41	171	62	92	54	54	15	11	7	40	10	18	27	11	5	8	
農業生産法人出資企業	小計	133	54	32	4	1	6	5	31	133	48	27	8	14	3	1	3	31	9	16	22	8	4	6
	都市	24	6	8				2	8	24	11	3					3	1	4	2	1	1	1	1
	平地	41	19	8				2	2	10	41	14	10	4	5		2	14	6	7	10	2	3	4
	中間	38	11	10	4			4	1	8	38	14	9	3	5	3		8	1	1	6	2	2	
	山間	30	18	6		1			5	30	9	5	1	4		1	6	1	4	4	3			1
特定法人貸付事業活用企業	小計	11	4	0	0	0	0	3	11	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0
	都市	6		3				3	6	3								1	1		2			
	平地	0							0															
	中間	2	1	1					2	1										1				
	山間	3	3						3	3														
その他参入企業	小計	96	60	4	13	10	1	1	7	27	10	65	46	40	12	10	4	9	0	1	4	1	1	2
	都市	13	7	1	1	1		1	2	10	2	2		1			4		1	2	1	1	1	2
	平地	48	30	1	7	6		1	3	8	5	41	28	25	7	6	1	2						
	中間	24	16	2	4	1			1	4	2	16	13	11	4	1	3	2			1			
	山間	11	7		1	2			1	5	1	6	5	3	1	2	1	1						
その他参入企業	水田	14	12		1	1		1	9	1	5	4		4		1	1	2						
	畑作	33	15	2	6	5		1	4	11	6	19	7	8	5	5	2	4		1	4	1	1	2
	酪農	38	27	1	6	2			2	2	1	36	6	26	6	2	1							
	その他	11	6	1	1	2			1	5	2	5	3	2	1	2	1	2						

資料：図3と同じ。

注1) 主要業種が複数あり、どちらが優位か判断ができない企業の主要業種は「その他」とした。

注2) 農業関連事業を複数実施する企業があるため、「参入企業が実施する農業関連事業」の総数は「合計」または「小計」を超える。

件数240件のうち133件が「農業生産法人出資企業」、11件が「特定法人貸付事業活用企業」<sup>注10)</sup>、96件が「その他参入企業」に該当している。これらのうち「特定法人貸付事業活用事業」の件数が極端に少なくなっているが、これは市町村が基本構想に同法人の参入区域を定めなければ事業を活用できないといった制約があるために生じたものと言えよう。

主要業種別および実施する農業関連事業別の参入件数についてもふれておこう。まず主要業種別にみた参入件数であるが、最も多いのは「建設」の118件、次いで多いのは「食品関連」の40件、以下、「運送」17件、「農機販売・リース」11件、「農産物販売・卸売・出荷」7件、「IT・コンサルタント」6件の順に多くなっている。建設会社と食品関連企業の参入が多数を占めているが、前者は「農業生産法人出資企業」と「その他参入企業」の数が拮抗しているのに対し、後者は「農業生産法人出資企業」の数が圧倒的に多いといった相違がある。

続いて参入企業が実施する農業関連事業の件数であるが、最も多いのは「農産物生産・販売」の171件、次いで多いのは「作業受託」の92件、以下、「農産加工」40件、「新規就農・参入者研修・実習」27件、「直売」18件、「農作業体験受入・市民農園」11件、「試験・研究・開発」8件、「堆肥製造・販売」7件、「イベント・催事の開催」5件の順に多くなっている。1位の「農産物生産・販売」と2位の「作業受託」が突出して多くなっているが、前者は主として「農業生産法人出資企業」が、後者は主として「その他参入企業」が取り組む傾向にある。

さて、ここで各類型の特徴を述べておこう。はじめに「農業生産法人出資企業」であるが、前述したように、この類型は農地利用を前提としているので、原則として農業生産を行わなければならない。ゆえに表4にみるように、133件すべてのケースが「農産物生産・販売」事業に取り組んでおり、うち48件は「契約栽培あり」となっている。

参入企業の主要業種は54件の「建設」がトップと

なる。しかし、そのシェアは後述する「その他参入企業」の62.5%よりも20ポイント以上も小さい40.6%に留まる。これに対し、必要な農産物を随時取得しなければならない「食品関連」と「農産物販売・卸売・出荷」は、必然的に農業生産を行うこの類型との結びつきが強くなる傾向にある。事実、表にみるように、前者は40件中32件、後者は7件中6件がこの類型を通じての参入となっている。

参入件数が多い地域をみると、農業地域類型に関しては「平地」（41件・30.8%）、地帯に関しては「畑作地帯」（59件・44.4%）がそれぞれトップとなっている。つまり、収益性の高い農業が実践できる地域への参入が多くなっているのであるが、これは「農業生産法人出資企業」の大半が営利の追求を最大の目的に農業へ参入しているために生じた現象ではないかと考えられる。

次に「特定法人貸付事業活用企業」の特徴を述べよう。表4にみるように、その参入件数はわずか11件に過ぎない。ただし、そのうち「都市」と「畑作」に該当する6件が札幌市<sup>注11)</sup>、「山間」と「その他」に該当する3件が下川町のケースとなっており、11件中9件がこれら2市町村に集中している。こうした「ピンポイント参入」の実態が確認できる点が、この類型の最大の特徴と言って良いだろう。地元外企業の参入動向同様、減少する既存の担い手に代わる新たな担い手として特定法人を位置づけ、その受け入れに活路を見出す市町村が限られているために、こうした「ピンポイント参入」が発生しているのではないかと考えられる。

なお、建設会社は作業受託を選択する傾向にあることを先に述べたが、「特定法人貸付事業活用企業」は農地利用を前提としているため、この類型に属する建設会社はいずれも「作業受託」を行わず「農産物生産・販売」に取り組んでいる。その参入件数は4件となるが、うち3件は施設トマト、1件は露地野菜の生産を行っている。

最後に「その他参入企業」の特徴を述べておこう。

前述したように、農地利用を伴わないこの類型は「作業受託」に取り組む傾向が強い。事実、表4にみるように、96件の参入件数のうち65件が「作業受託」を行っている。さらに、そのうちの46件は多少訓練を行えば未経験者でも実施できるとされる「酪農作業受託」に取り組んでいる。こうした実態を反映し、地帯別にみた参入件数は38件を数える「酪農地帯」がトップとなる。

また、これも前述したことであるが、「作業受託」を行う参入企業のほとんどは建設会社となっている。運送会社や農機販売・リース会社もこれと同じ傾向にあり、その参入件数は、「建設」40件、「運送」12件、「農機販売・リース」10件の順に多くなっている。

#### 4. 企業参入の是非

以上みてきたように、北海道における企業参入は、もはや珍しい現象ではない。地元外企業や特定法人の参入動向にみるように、中には「来る者拒まず」といったスタンスで企業を受け入れている支庁や市町村も存在する。しかし、後述するように、すでに農業から撤退してしまった参入企業も確認でき、企業を無条件に受け入れることは決して望ましいとは言えない。

尤も、これとは正反対の見解もある。例えば渋谷は、「地元企業は、地域の信頼の下で経営しているため、短期間で利益が出ないとすぐに撤退したり、産業廃棄物の不法投棄などの反社会的行為などを行うことは想定しにくい。むしろ地域と運命共同体という農業法人と同様の性格があり、さらに、従来の農家や農業法人が持っていない技術やノウハウによって、地域農業再生に貢献することも期待できる」<sup>注12)</sup>と指摘し、とりわけ地元企業の参入を高く評価している。しかし、こうした指摘とは裏腹に、北海道においては地元企業を含むいくつかの参入企業がすでに農業から撤退しており、地域農業再生に貢献するどころか、地域の農業関係者を困惑させている。撤退には至っていないものの、参入時の計画を大幅に変更し、組織の再編

に努めているケースも確認できる。これは決して無視できるものではない<sup>注13)</sup>。

もちろん、地域農業の振興に貢献している参入企業は存在する。本業の不振によりやむなく農業から撤退した企業も存在する。したがって、そのすべてを「悪者」と見なすことはできない。真剣に農業に取り組み、そして地域農業の発展に貢献してくれる企業であるならば、受け入れて然るべきである。しかし、それを見極めるのは非常に難しい。

それゆえに、農業参入を希望する企業が頻繁に押し寄せてくる市町村においては、真剣に農業に取り組みそうにないケース、経営が軌道に乗りそうにないケース、既存の担い手と競合するケースなどを排除する参入障壁を設定し、それを明記した条例を制定することが賢明であると考えられる。条例の制定が困難であるならば、小林が主張するように、参入企業に期待する機能や役割を明記した「担い手ビジョン」<sup>注14)</sup>の策定を検討すべきである。仮にこうしたビジョンを設定すれば、参入に適さない企業を寄せ付けない効果が少なからずあると考えられるからである。いずれにせよ、地域独自の参入企業対策は必要だということである。

注7) こうした考察は室屋も行っている。詳細は室屋 [7] [8] を参照のこと。

注8) 全国の事例を対象にしてこのような類型化を行ったのは渋谷と室屋である。詳細は渋谷 [10] の第2章第7節「新たなプレーヤーとしての企業」または室屋 [7] [8] を参照のこと。

注9) 2009年12月に農地法が改正され、農業生産法人以外の法人による農地貸借が可能となったため、この時点で特定法人貸付事業は廃止された。したがって、2010年以降、この事業を活用して農業参入を果たした企業はない。

注10) その後、「特定法人貸付事業活用企業」は漸増し、同事業廃止直前の2009年10月には17件と

なった。

注11) 札幌市の「特定法人貸付事業活用企業」はその後も増え続け、2007年7月には12件となった。最終的に17件中12件が札幌市の事例となっている。

注12) 渋谷 [10] p.68。

注13) その具体例は以下のとおりである。

① 参入時の計画を大幅に変更したケース

・ 農業生産法人A（上川管内）：2003年、地元建設会社が設立。野菜生産を行うが採算が合わず中止。メインクロープをそばと大豆に変更。その後、自家産そば粉を使用した蕎麦屋の営業を開始。

② 撤退したケース

・ 農業生産法人B・C・D（石狩管内）：99年、道外精密機器製造会社が地元農協職員OBと共にBを設立。ガラス温室を利用してトマトを生産を開始。その後、経営不振により2002年に精密機器製造会社が撤退。それに代わって道外造林会社が参入しCを設立。Bの温室を継承してトマト生産を再開するが、2009年、造林会社の経営破綻に伴いCは清算。2010年、道外ガス会社が参入しDを設立。Cの温室を継承してトマト生産を開始。

・ 農業生産法人E（留萌管内）：2002年、地元建設会社が設立。有機かぼちゃ生産を開始するが、翌年、経営不振により建設会社倒産。Eは残存するものの、これも経営不振を理由に2009年清算。

・ 農業生産法人F（檜山管内）：2003年、道外健康食品製造会社が原料用ヤーコンを調達するために設立。その後、採算が合わずヤーコン生産中止。10haの農地が耕作放棄地となる。法人は2009年に清算。

・ 農業生産法人G（留萌管内）：2004年、地元土建会社が設立。大規模酪農経営を開始。その後、経営不振により土建会社が2007年に倒

産。Gも連鎖倒産。

・ 農業生産法人H（十勝管内）：2004年、町外資材製造販売会社が参入して設立。肉牛経営を行うが経営不振により撤退。地元農協がHの農場を引き継ぎ、新規参入者研修農場として活用。

・ 特定法人貸付事業活用法人I・J（十勝管内）：2006年、地元建設会社Iが特定法人貸付事業を活用し農業参入。かぼちゃ生産を開始するが経営不振により1年で撤退。翌年、別の地元建設会社Jが同事業を活用しIの離農跡地を継承。かぼちゃ生産を引き継ぐが、これも経営不振により1年で撤退。

・ 農業生産法人K（後志管内）：2007年、道外IT企業が設立。酪農ならびに農業体験学習事業を開始。翌年、経営不振により事業中止。300haの農地が耕作放棄地となる。法人は2009年に清算。

注14) この点については小林 [6] p.16を参照のこと。

## V おわりに

冒頭で述べたように、既存の担い手の脆弱化に伴い、農地をはじめとした地域資源のみならず地域農業そのものの維持が危うくなってきているのが北海道の現状である。一方で、こうした危機を認識した農業関係者を擁する一部の地域では、危機に対応する複数戸からなる農業生産法人や農業支援に関わる多様な主体が設立されるようになってきた。つまり、地域農業の危機の進行と同時に、それに対抗する地域農業のシステム化も同時に進行しているということである。

ところで、北海道においても、かつてシステム化が進行した時期があった。生産調整に対応するため、「水田地帯」を中心に転作に係る生産組織が多数設立された70年代から80年代までがそれに該当する。し

かし、92年に減反が緩和されると、その多くは解散ないし休眠してしまった。つまり、生産調整といった水田農業の危機を乗り越えるためにこうした組織が設立されたのであるが、その危機が希薄化してしまうと、農業者の多くは組織から離れ、個別経営の枠内へ回帰していったのである。

しかし、現在直面している危機は、水田作という一つの基幹部門の枠内に留まるものではなく、これまでに経験したことがない地域農業の存亡に関わる重大なものであるという点に注意を払わなければならない。したがって、求められるシステムは、危機のレベルに応じて個別経営の加入または脱退が簡単に許されるルーズなものではない。限定された担い手、すなわち限定された個別経営だけでは地域農業の維持が困難になりつつあるために、それをサポートする多様な主体が生み出されたのであるから、個別経営同士、あるいは個別経営と多様な主体がタイトに結び付いたシステムが形成されなければ、その危機に対抗することはできない。システムの形成や運営に関わる農業関係者は、この点を認識する必要がある。

他方で、脆弱化する既存の担い手に代わる新たな担い手として、農外からの企業を積極的に受け入れる市町村も増えてきた。農地制度の度重なる改正がこの動きを加速させているのは言うまでもない。

しかし、参入企業は、そのすべてが地域農業振興に貢献するとは限らない。すでに農業から撤退したケースが少なからずあることを先に述べたが、このような事態が発生した時、その後始末を行うのは、撤退した企業の受け入れに関わった市町村や農協などの関係機関である。そして、これら関係機関は決して少くない経済的損失を負うことになる。だからこそ、参入を希望する企業が頻りに押し寄せてくる市町村においては、「利用権ならば基本的に誰でも取得OK」といった国の参入基準とは異なった市町村独自のルール作りが求められるのである。その具体的な方法が条例の制定や「担い手ビジョン」の策定であることは、前節で既に述べたとおりである<sup>注15)</sup>。

このように市町村や農協をはじめとした関係機関のスタッフに課せられた担い手支援や農地利用の促進に関わる任務は少なくない。しかし、「山間」や「水田地帯」が典型となるが、その重責を彼らが果たさなければ、いよいよ土壇場に立たされる地域は存在する。事態はこれほどまでに深刻だということを、われわれは認識する必要がある。

注15) こうした独自ルールの策定が最も有効な手法と考えられるが、現場の実態に適した制度や法令の確立を国に求めるといった行動も効果的であるので無視できない。例えば北海道農業会議は、2009年改正農地法が公布される前に、北海道の農村現場に配慮した政省令、ならびに担い手の土地利用を優先した政省令の確立を国に要請している。詳細は北海道農業会議 [1] を参照のこと。

## 引用文献

- [1] 北海道農業会議『農地制度改正に係る政省令等に向けた要請』、2009年。
- [2] 東山寛「農地売買問題の現局面と『受け皿法人』の性格－北海道水田地帯を事例として－」『日本農業経済学会論文集』、2009年、pp.24～31。
- [3] 拙稿「農地保全の組織的対応－地域連携型法人に着目して－」谷本一志・坂下明彦編著『北海道の農地問題』、筑波書房、1999年、pp.277～299。
- [4] 拙稿「上層農形成の停滞と地域農業の新たな展開－北海道の稲作地帯における集約作物振興に関わる支援組織の事例－」『農業問題研究』第53号、2003年、pp.26～40。
- [5] 拙稿『地域農業支援システムに関する報告書』北海道担い手育成支援協議会、2009年。
- [6] 小林国之「担い手対策について」『新たな食料・農業・農村基本計画に関する研究－課題別提



- 言とその論点一』北海道地域農業研究所、2009年、pp.16～18およびpp.158～159。
- [7] 室谷有宏「企業の農業参入の現状と課題ー地域との連携を軸とする参入企業の実像ー」『農林金融』60巻7号、2007年、pp.13～26。
- [8] 室谷有宏「農地制度改正後の『企業の農業参入』を考えるー重要性が一層高まる企業と地域との関係ー」『農林金融』63巻6号、2010年、pp.2～17。
- [9] 太田原高昭「北海道水田農業における土地所有と土地利用」『農業問題研究』第18号、1984年、pp.9～17。
- [10] 渋谷往男『戦略的農業経営ー衰退脱却へのビジネスモデル改革ー』日本経済新聞社、2009年。

(2010年1月19日受理)